

指定給水装置工事事業者の休止

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を休止した旨届出があったので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

令和8年7月21日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		休止日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第155号	有限会社 双葉工業所	旭市平松 1526-1	向後 勘兵衛	有限会社 双葉工業所	旭市平松 1526-1	令和8年6月22日 (令和8年9月29日)